

インフルエンザによる出席停止・および治癒後の登校について

1 治癒するまで出席停止

治癒するまで出席停止とする。

2 治癒後の登校について

医師による治癒の診断（証明書をもらってください）

医師による（治癒）証明書の提出が出来ない場合
（日・休祝日等による休診で証明をもらえない等の場合等、証明書の提出は後日で可）

- ・発症した日の翌日から7日を経過後、登校可。
- ・出席停止は解熱した日の翌々日まで、その後登校可。
ただし、インフルエンザによる咳やその他の症状が続いている場合は、発症した日の翌日から7日を経過するまでは、自宅療養とする。

追記

5連休中にクラブ活動に参加したい場合や、連休明けの24日（木）に出席可能な場合の基準で判断してください。